

## 那覇地方裁判所委員会（第6回）議事概要

### 第1 開催日時

平成18年5月22日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

### 第2 開催場所

那覇地方裁判所大会議室等

### 第3 出席者

#### （委員）

赤嶺真也，稲田隆司，金城初美，染矢弘芳，仲村守和，平良武，藤村啓，  
吉井広幸，饒平名知孝，（オブザーバー）川越三席検事

#### （説明者）

大野和明（裁判官），崎枝哲人（事務局長），渡嘉敷康雄（民事首席書記官），  
與儀典子（刑事首席書記官）

#### （庶務）

河相秀達（総務課長），仲村俊一（総務課長補佐）

### 第4 議事

#### 1 開会（総務課長）

#### 2 模擬裁判員裁判の実施（評議を中心に）

##### （1）模擬裁判

裁判員法壇を仮設した201号法廷において，法曹三者委員を除く委員を  
裁判員席に座らせ，最高裁判所作成の全国フォーラム用ビデオ「ある放火事  
件」を上映し，起訴状朗読から証人尋問，被告人質問までを視聴した。論告  
・求刑及び最終弁論は，検察官及び弁護士がその場で行った。地裁委員に模  
擬裁判の資料として起訴状，冒頭陳述書，論告要旨及び弁論要旨を配布した。

##### （2）模擬評議

場所を105号ラウンドテーブル法廷に移し，上記裁判につき模擬評議を  
行った。

##### （3）意見交換

大会議室において本日の模擬裁判，評議についての意見交換を行った。地

裁委員等の意見は、別紙のとおりである。

## 第5 次回の予定

### 1 日時

平成18年10月10日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 議題

今回に引き続き、テーマは「裁判員制度」に関する意見交換

- ① 具体的実施に伴う沖縄独自の問題点の洗い直し
- ② 事実認定のメルクマール、量刑についての説明

(別紙)

那覇地方裁判所委員会 (H18. 5. 22) 意見交換結果要旨

(○ : 委員)

【○】

これまで法廷通訳人として、法廷には何度か出席しているが、裁判員席に座り裁判官と同じ目線で法廷を見るという貴重な体験ができてよかった。裁判員裁判に関しては、評議の場面で運用をどのようにするのか疑問に思っていたが、今回の模擬評議において裁判官の説明等がなされてある程度は理解でき、やらなければならないという覚悟を持つことができた。ただ、量刑で迷う部分もあり、判断材料として少ない気がしており、実際の裁判においては、公判前整理手続にも参加して争点等を理解した上で裁判に臨めればよいと思った。

【○】

裁判員裁判が始まったとしても、裁判員の選任手続は公判期日が決まった後のことであり、それ以前に行われる公判前整理手続に裁判員が参加することは想定されていない。法廷で被告人等に質問をすることは制度上も保障されている。

【○】

時間の制限があり公判廷のやりとりがビデオであったが、本件においても唯一の物的証拠であるライターの件について被告人に直接聞けたらよかったという印象を持った。実際の裁判においては、細かい情報の開示がなされた方が評議において議論が白熱し、うまくいくのではないかと思った。

【○】

過去に司法記者として傍聴席から裁判を見ることはあったが、今回のように裁判官と同じ目線で法廷を見た場合、ビデオを見ただけでも緊張した。実際の裁判において被告人が目の前にいて裁判員をやった場合にそれ以上の緊張感に耐えられるだろうかと不安になった。しかし、検察官や弁護士のやりとりを聞いているうちに少しはその不安が払拭できた気がした。

【○】

裁判員の模擬体験をやってみて、前向きに考える人と大変だなと思ってプレッシ

ヤーを感じる人に分かれるのではないかと思った。

評議についても発言できない状況が生じるだろうと考えていたが、今回のような裁判官の適切なイニシアチブがあれば大丈夫だと前向きに考えることができた。

教育庁の次長という立場から言うと中・高校の教科書でも裁判員の掲載がされており、法教育として県もその普及に取り組んでいるが、高校の政経の教科書で3行、現代社会の教科書で囲み部分として4行程度の記述しかなく、理解不足となるのではないかと不安に思っている。機会があれば法曹関係者からも文部科学省への働きかけをお願いしたい。

#### 【○】

今回の模擬評議において意見が分かれたのは量刑であったと思う。裁判官は軽め、裁判員は重めであった（求刑12年に対し、裁判官は9年から10年、裁判員は12年から20年）。

被害者の受けた苦痛等と加害者の償いとバランス等を考えた場合、重くするのか、軽くするのか経験則に基づく専門的な判断でないとできないところであり、国民感覚とのずれを埋められるのかと思ったが、人がやる以上感覚のずれがあっても当然との裁判官からのアドバイスを受け、少し楽になった気がする。

#### 【○】

今回の事案は、弁護人にとって非常に不利な題材であり、弁論も苦勞をした。本件は、間接事実の積み重ねという作業を要する事案であったが、裁判員役の地裁委員の方々はそれぞれの職業柄論理的に結論を導くことに慣れており、評議の場面でも議論が比較的まとまっていた印象であった。

量刑に関しては、裁判員の方が重たかったが、これは刑が軽いという世論の現れともいえる。弁護士としては、安易に量刑が重くなっていくことには危惧を抱くが、それが国民一般の考えであればやむを得ないとも思っている。

#### 【○】

今回の事例は、検察官にとってはやりやすい事案であったが、物的証拠であるライターがなく、目撃証言だけだったり、もっと重い刑の場合等シビアな事件でどうなるのか見てみたい。

【○】

先ほど弁護士委員が述べたとおり、今回の裁判員役の方々は、A、B、Cという間接事実から結論を導く筋道を立てることに論理的思考になれていたが、それでも評議の場において、議論があっちに行ったりこっちに来たりしていた印象を受けた。検察官による証拠の示し方について考慮する余地があるのではないかと思った。

また、量刑についても、求刑を上回る意見も出ており、単に相場を示すのではなく、求刑の根拠をわかりやすく示す必要があるのではないかと思った。